

# 公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度規則

## 第1章 総則

第1条 本制度は小児歯科学の専門的知識と経験を有する歯科医師を育成することにより，小児歯科医療の発展と向上をはかり，小児保健の充実と増進に寄与することを目的とする。

第2条 前記の目的を達成するため公益社団法人日本小児歯科学会（以下「学会」という）は，学会認定医（以下「認定医」という）を認定するとともに，本制度の実施に必要な事業を行う。

## 第2章 認定委員会

第3条 学会は，認定医，第4章に規定する公益社団法人日本小児歯科学会認定医研修施設（以下「研修施設」という），及び第7章に規定する指導医の適否を審査するため認定委員会を置く。

2. 認定委員会の委員（以下「認定委員」という）は，別に定める公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度施行細則（以下「施行細則」という）の定めるところにより，学会理事長が委嘱する。
3. 認定委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

第4条 認定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2. 委員長及び副委員長は，委員の互選により定める。
3. 委員長は，委員会を招集し，会務を総理する。
4. 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，委員長の職務を行う。

第5条 認定委員会は，委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ，その会議を開くことはできない。

2. 委員会の議事は，委員長を除く出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

第6条 認定委員会は，次の事務を行う。

- (1) 第9条に規定する認定医資格の審査及び認定。
- (2) 第11条に規定する認定医の登録及び認定証の交付。
- (3) 第12条に規定する研修施設指定申請の審査及び指定。
- (4) 第18条に規定する指導医申請者の審査及び認定。
- (5) 第19条に規定する認定の更新の審査及び決定。
- (6) 第20条に規定する資格喪失の審査。
- (7) 認定医制度実施に必要な各種様式の作成。
- (8) その他認定委員会の運営に必要な事務。

第7条 認定委員会は，施行細則の定めるところにより，常任委員会及び必要に応じて小委員会を置く。

### 第3章 認定医の認定と登録

第8条 認定医の資格を得ようとする者は学会に申請し、第3条に定める認定委員会の審査および面接試験を受けなくてはならない。

第9条 認定医の申請は次の各号に該当する者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 第4章の規定によって指定された研修施設で第5章に定められた卒後研修カリキュラムにしたがい、2年以上の小児歯科に関する研修をうけるとともに、通算5年以上の小児歯科臨床経験を有する者、およびこれと同等以上の経歴を有すると見なされる者。
- (3) 認定申請時において、5年以上引き続いて学会会員であること。
- (4) 小児歯科学に関連する研究報告を学会で発表した者。
- (5) 小児歯科学に関連する研究報告を学会が認める学術雑誌に発表した者。

第10条 学会は、認定委員会の審査および面接試験に合格した者を認定医として認定する。

第11条 学会は、前条により認定医として認定された者を登録し、認定証及び生涯研修記録簿を交付するものとする。

### 第4章 研修施設

第12条 研修施設の指定をうけようとする施設の責任者は、学会に申請して許可をうけなければならない。

第13条 研修施設は次の各号を満足するものでなければならない。

- (1) 小児歯科に関連する課題について定期的に教育行事が行われていること。
- (2) 第7章で規定する指導医が1名以上常勤していること。
- (3) 研修の実施に必要な設備、図書、人員を有していること。

### 第5章 卒後研修

第14条 研修施設における卒後研修は、小児歯科領域における診断と治療のための医療技能を修得させるとともに、他科診療科からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を養い、小児歯科学についての研究を促進し、小児歯科学の発展に寄与できる能力を養成賦与することを目的として構成されなければならない。

第15条 卒後研修カリキュラムは、次の各号に示される大綱に準拠して編成されなければならない。

- (1) 小児歯科ならびにこれに関連する領域の疾患の診断と治療。
- (2) 研修施設において2年以上、診療並びに研究に従事すること。
- (3) 母子保健に関する指導。
- (4) 以上の各項目に関連する基礎的ならびに臨床的研究を行い、その成果を学会において発表すること。

2. 卒後研修の細目については別に定める。

### 第6章 生涯研修

第 16 条 認定医は、学会が主催する生涯研修を受講しなければならない。

第 17 条 生涯研修は、小児歯科領域における技術と知識の向上を維持し、また小児歯科医療担当者としての倫理を高揚させることを目的として構成されなければならない。

2. 生涯研修の細目については別に定める。

## 第 7 章 指導医

第 18 条 指導医は、小児歯科学講座の主任教授あるいは 15 年以上学会に所属しかつ小児歯科学に関する深い知識と経験を有する認定医であるとともに、卒後研修及び生涯研修に従事し、認定委員会及び理事会の議をへて学会総会で承認を受けた者でなければならない。

## 第 8 章 資格の更新

第 19 条 第 10 条の規定により認定を受けた者は、5 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、施行細則で定める場合は、この限りでない。

2. 認定の更新をする者は、施行細則の定める基準に従って研修を受けねばならない。

## 第 9 章 認定医の資格喪失

第 20 条 認定医は次の各号の 1 に該当するときは、認定委員会の議をへて、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を失ったとき。
- (4) 第 19 条に規定する認定医の更新をしなかったとき。
- (5) 認定委員会で認定医として不適当と認められたとき。

第 21 条 第 20 条の規定により、認定医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び認定医を申請することがきる。

## 第 10 章 補則

第 22 条 学会会員は、認定委員会の決定に関する異議を、学会理事会に申立てることができる。

第 23 条 この規則を変更する場合は理事会の議をへて、学会総会の承認を必要とする。

第 24 条 この規則の施行について必要な事項は、認定委員会の議をへて学会理事会が別に定める。

## 附則

第 1 条 この規則は、昭和 62 年 6 月 25 日から施行する。

ただし、第 9 条第 2 号に規定する研修は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施し、第 9 条に規定する認定医の審査は、平成 5 年 4 月 1 日以降から行う。

第 2 条 小児歯科臨床経験の単位は、次の各号に定める施設ごとに在籍 1 年につき所定の単位を付与することによって算定し、その合計が 50 単位であって、このうち第 1 項(1)に該当する単位の合計が 20 単位以上なければならないものとする。ただし、6 ヶ月以上 1 年未満の在籍は、所定の単位の 2 分の 1 として算定する。

- (1) 歯科大学（学部）附属病院の小児歯科 10 単位

(2) 小児総合医療施設，又はそれに準ずる病院の小児歯科，及び小児歯科単科標榜の診療所  
7単位

(3) 小児歯科と他科を併せ標榜する病院又は診療所（申請者本人の開業を含む）  
4～5単位

(4) その他（保健所，児童福祉施設等） 3～6単位

2. 指導医は別に定める。

第3条 前条第2項に規定する指導医及び前条第3号又は第4号に該当する施設での付与単位は，認定委員会で審議の上，地域の特殊性等を勘案して決定するものとする。

第4条 第15条第2項に規定する卒後研修の細目及び第17条第2項に規定する生涯研修の細目は，学会の学術委員会及び認定委員会において合議の上，学会理事会において決定する。

第5条 この規則は、平成11年5月22日に改正し、平成13年7月1日から施行する。